

第44号議案

品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月27日

品川区長 濱 野 健

品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

品川区保育の実施等に関する条例（昭和62年品川区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「児童1人につき、別表第2に定める額」を「零」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条第3項中「および別表第2の第3階層に属する世帯」を削り、「別表第4」を「別表第3」に、「別表第6」を「別表第5」に改め、同条第4項中「および別表第2の第3階層」を削り、「別表第5」を「別表第4」に改め、同条第5項中「別表第6」を「別表第5」に改める。

「

2,500円	2,500円
3,500円	3,500円
6,700円	6,700円
8,800円	8,500円
8,800円	8,500円
11,100円	11,000円
13,000円	12,900円
13,000円	12,900円
15,200円	15,000円
17,100円	17,000円
18,900円	18,800円
20,300円	20,200円

別表第1中

21,800円	21,500円
23,400円	21,500円
24,800円	21,500円
25,900円	21,500円
27,100円	21,500円
27,100円	21,500円
27,100円	21,500円
28,200円	22,400円
30,800円	24,900円
34,200円	28,300円
35,500円	30,000円
36,800円	31,600円

を

「

0円	0円

に改め、同表備考

0円	0円

」

第1号中「および次表」を削り、同表備考第2号中「および次表」を削り、「区市町村」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市」に改め、同表備考第4号中「および次表」を削る。

別表第2を削る。

別表第3中「または別表第2に定める額」を削り、同表を別表第2とする。

別表第4中「または別表第2の第3階層に定める額」を削り、同表を別表第3とする。

別表第5中「または別表第2の第3階層に定める額」を削り、同表を別表第4とする。

別表第6中「6,000円」および「4,800円」を「0円」に改め、同表を別表第5とする。

付 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条および別表第1から別表第5までの規定は、令和元年10月以後の月分の保育料について適用し、同年9月以前の月分の保育料につい

ては、なお従前の例による。

(説明) 満3歳以上の児童の保育料を無償化する必要がある。